

統計調査の概要

1. 調査の目的

我が国の卸売・小売事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

3. 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、この調査は昭和 27 年以降は 2 年ごと、昭和 51 年以降は 3 年ごと、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしており、今回は本調査に当たる。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）「大分類 J - 卸売・小売業」に属する公営・民営全ての事業所を対象とする。

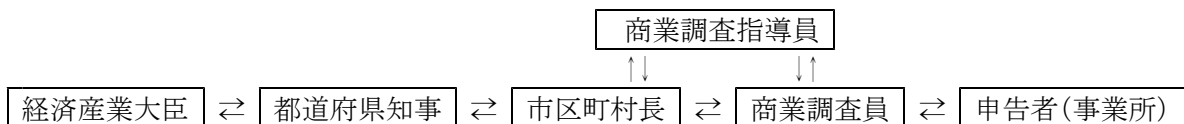
例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。また、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札口内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の劇場内、運動競技場内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

5. 調査の方法及び経路

① 事業所の管理責任者（申告義務者）が自ら記入する方法（自計方式）により調査した。

② 調査の経路は以下のとおり。



また、一部の指定事業所については、本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式により調査した。

